

令和 8 年 9 月 1 8 日

大樹町議会
議会改革に関する調査特別委員会

「大樹町議会基本条例（案）」に関するご意見の募集について

大樹町議会では、議会改革に関する調査特別委員会を設置し、「大樹町議会基本条例」の制定を検討しています。

この条例は、議会の基本理念を明らかにし、議会及び議員の責務、活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、議会がその機能を高めるとともに町民の負託に応え、町政の発展及び住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

このたび、大樹町議会基本条例（案）を取りまとめましたので、町民の皆さまから幅広くご意見を募集します。

◎募集期間

令和 8 年 9 月 1 8 日（金）から令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）まで

◎意見を提出できる人

1. 町内に住所を有する方
2. 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体
3. 町内の事務所又は事業所に勤務する方
4. 町内の学校に在学する方
5. 上記以外で大樹町に関わりのある方

◎提出方法

ご意見は、住所、氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を記入し、電子メール、FAX、郵送又は持参により提出してください。なお、電話による意見等の提出はできません。様式は任意としますが、別添の意見書（参考様式）をお使いください。

※住所、氏名及び連絡先は、公表しませんので、必ず記載してください。

（記載のないものは取り扱いできない場合があります。）

◎閲覧方法・提出先

閲覧施設等

- ・大樹町ホームページ
- ・議会事務局
- ・生涯学習センター（受付窓口）
- ・福祉センター（受付窓口）
- ・高齢者保健福祉センター「らいふ」（受付窓口）

【郵送・F A X・電子メール等でご提出の場合】

〒089-2195 広尾郡大樹町東本通 33 番地

大樹町議会事務局

電話番号：01558-6-5035（直通） F A X 番号：01558-6-5025

e-mail： gikai@town.taiki.hokkaido.jp

◎意見の公表

提出されたご意見等（類似する意見はまとめて）に対する議会の考え方を、後日、回答として公表する予定です。なお、提出されたご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。